

武蔵野市第3期健康福祉総合計画 施策の体系図

基本施策	重点的取組み	横断・共通する施策	報告事項
支え合いの気持ちをつむぐ	重点的取組み1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み	「健康長寿のまち武蔵野」の推進	
		地域福祉活動の推進や障害者団体やボランティア団体などの活動支援の充実	資料3-3: 武蔵野市共同募金事業について
誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進	重点的取組み1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み	「食」に関するセルフマネジメントとライフステージに応じた支援	
		シニア支え合いポイント制度の拡充	資料3-4: 武蔵野市シニア支え合いポイント制度について
		心のバリアフリー事業の推進	
		摂食嚥下支援体制の充実	
誰もが地域で安心して暮らしつつげられる仕組みづくりの推進	重点的取組み2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化	市民の生命と健康を守る病院機能の維持・充実	
		在宅医療と介護連携の強化	資料3-5: 武蔵野市在宅医療・介護連携推進事業について
		在宅医療を支える後方支援病床の検討	
		保健・医療・介護・福祉関係者の連携による課題解決に向けた取組みの推進	
	重点的取組み3 安心して暮らしつつげるための相談・支援体制の充実	相談支援体制の充実とネットワークの強化	資料4-1: 福祉総合相談窓口の設置について 資料4-2: 生活困窮者自立支援事業の実施状況について
		権利擁護事業・成年後見制度の利用促進	資料7-1: 子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備について 資料3-2: 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について
		虐待防止の推進	
		見守り・孤立防止の推進	
		自殺対策の推進	資料7-2: 武蔵野市自殺総合対策計画(2019~2024年)の進捗状況について
		災害時における避難支援体制づくり等の推進	
誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり	重点的取組み4 人材の確保と育成に向けた取組み	福祉人材の確保及び育成	
		地域包括ケア推進人材育成センター(仮称)の設置	資料3-1: 武蔵野市地域包括ケア人材育成センター事業について
住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備	重点的取組み5 新しい介護・福祉サービスの整備	複合的なニーズに対応する新しい施設の検討	
		ダブルケア、トリプルケアへの支援や介護離職防止のための取組みの検討	
		桜堤地域における福祉サービス再編の検討	

■その他の項目について

- 資料5 : 武蔵野市シルバー人材センターの事務所移転について
- 資料6 : 障害者福祉センターあり方検討委員会の設置について
- 資料7-3 : 令和3年度事業予定(健康課)
- 資料8 : 保険年金課の令和2年度事業報告、令和3年度事業予定について



武蔵野市地域包括ケア人材育成センター事業について  
(令和2年度)

福祉サービスの拡充や地域福祉活動の推進に向け、専門職や地域の担い手も含めた福祉人材の育成と確保を目的に、「地域包括ケア人材育成センター」を平成30年12月1日に開設した。運営は公益財団法人武蔵野市福祉公社に委託している。

1 事業内容

人材の発掘・養成、質の向上、相談受付や情報提供までを一体的に行う総合的な支援を開始した。第3期健康福祉総合計画に記載された「活かす」「育てる」「つなぐ」「支える」の4つの機能をもたせ、福祉サービス事業者及びその従事者への様々な支援を目的とした事業を順次実施していく。

①人材養成事業（活かす）：介護職員初任者研修、武蔵野市認定ヘルパー養成研修 等

ア) 介護職員初任者研修

令和2年度	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。
-------	-------------------------

イ) 初任者研修フォローアップミーティング【新規】

令和2年度	12/14(月)・参加3名：有資格者となってからの変化、介護の仕事を魅力的にするには
-------	--

ウ) 認定ヘルパー養成研修

令和2年度	第1回：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。 第2回：2/2・4・8(3日間)、修了者6人(受講6人)
-------	--

エ) 武蔵野市認定ヘルパーフォローアップ研修

令和2年度	第1回：10/9(金)受講者24名、「利用者と支援者のより良いコミュニケーション技術その3」 第2回：11/27(金)受講者27名、「利用者と支援者のより良いコミュニケーション技術その3」 第3回：12/3(木)受講者22名、「利用者と支援者のより良いコミュニケーション技術その3」
-------	---

②研修相談事業（育てる）：技術研修、認知症支援研修、福祉従事者の悩み相談 等

ア) 技術研修

令和2年度	10/14(水)～11/16(月)「排泄ケア実践研修」 <u>オンライン研修</u> ①「排尿について」 ②「排便について」 ③「排泄用具について」 各回申込数235人 再生回数①323回 ②249回 ③202回
-------	--

イ) 武蔵野市認知症支援研修(全3回)

令和2年度	8/14(金)～9/14(月) <u>オンライン研修</u> ①医療的アプローチ「認知症の方の見える世界を理解する」申込者数182人 再生回数329回 ②心理的アプローチ「認知症の方の弁護を通して」申込者数177人 再生回数220回 ③実践的アプローチ「具体的な事例を通して、認知症の方への接し方を学ぼう」 申込者数175人 再生回数232人
-------	---

ウ) 介護従事者の悩み相談事業

令和2年度 (4/1～3/19)	51件	内容：有資格者の就労について。無資格者の介護研修受講について。各種研修の実施予定など
---------------------	-----	--

エ) 喀痰吸引等研修【新規】

令和2年度	研修実施委員会：第1回7/13(月)、第2回3/26(金)開催予定 研修概要説明オンライン配信：7/13～8/11 第1回：8/24(月)・26(水)基本研修、10/31実地研修終了、修了者1名 第2回：3/6(土)・7(日)基本研修、受講者7名 ※5/31までに実地研修修了予定
-------	---

オ) その他

◎初任者研修受講料返還制度

令和2年度	0名(研修未実施のため)
-------	--------------

◎特定研修受講勸奨助成事業

令和2年度	8名予定(喀痰吸引等研修第2回目受講者を含む)
-------	-------------------------

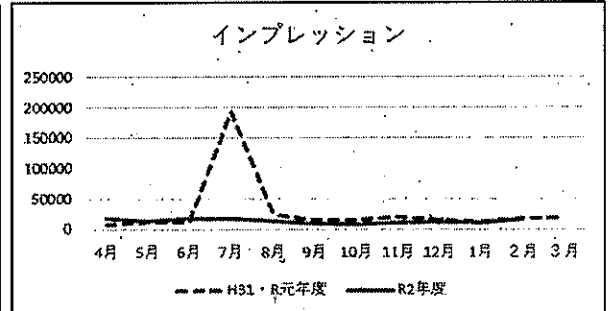
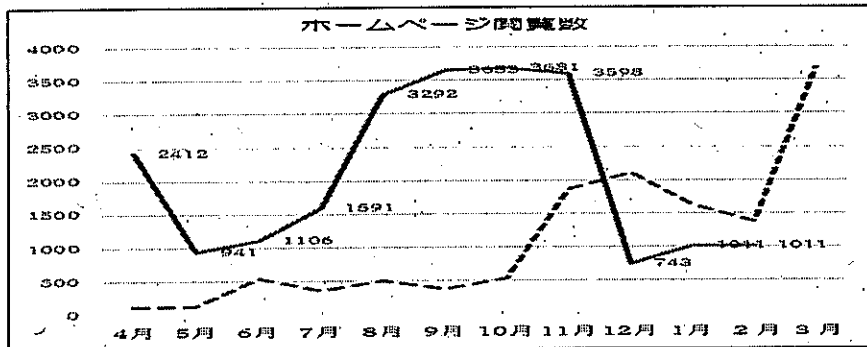
③就職支援事業(つなぐ)：ホームページ・ツイッター等による情報提供、お仕事フェア、就職相談会等

令和2年度	◎プロジェクト「若ば」 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止。
	◎介護・福祉のお仕事フェア ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止。
	◎潜在的有資格者復帰支援 85,384世帯(店舗、事務所含む)広報チラシ配布(7月1日号市報折込)
	◎潜在的有資格者復帰研修 7/29(水)・1名、12/15(火)・1名
	◎デジタルサイネージによる広報 12/1～3/31、武蔵野・青梅街道営業所内75台の車両内デジタルサイネージによる広報開始

※ホームページ等での情報提供

H31年度、R元年度

R2年度



④事業者・団体支援事業(支える)：管理者・経営者向け研修、事業所の求人案内等。

令和2年度	◎管理者・経営者向け研修 2/18(木)開催、3/4～4/16録画配信によるハイブリット形式 内容：人材紹介会社や派遣に頼らない令和時代の人材確保とは？～施設のファンが生まれ、若手を集める施設の事例から学ぶ～ 講師：鈴木 亮平氏(株式会社プラスロボ代表取締役) 会場参加19名、オンライン申込53名
-------	---

2. その他

・ホームページ <https://m-machigurumi.jp/>



・ツイッター [https://twitter.com/m\\_jinzai](https://twitter.com/m_jinzai)



令和2年度 武蔵野市成年後見制度利用促進事業について

1 武蔵野市成年後見利用支援センター（令和2年4月1日開設）事業

（1）普及・啓発事業

- ・市民講演会「知って安心！成年後見の基礎知識」開催

日時：令和3年1月23日（土）、場所：スイングレインボーサロン

講師：中山二基子弁護士、参加者：49名参加（定員50名に限定し開催）



- ・おいじたく講座等

月 日	講 座 名	参加者数（会場）
令和2年 9月11日（金）	成年後見制度について	2名（福祉公社）
9月25日（金）	おいじたくの基礎講座	0名（福祉公社＝中止）
10月9日（金）	エンディングノート書き方講座	2名（福祉公社）
10月26日（月）	成年後見制度について	11名（高齢者総合センター）
11月2日（月）	エンディングノート書き方講座	15名（本町コミセン）
11月13日（金）	成年後見制度について	2名（福祉公社）
11月26日（木）	おいじたくの基礎講座	5名（福祉公社）
12月10日（木）	エンディングノート書き方講座	11名（西久保コミセン）
12月11日（金）	エンディングノート書き方講座	8名（市民会館）
12月25日（金）	おいじたくの基礎講座	8名（市民会館）
令和3年 1月8日（金）	成年後見制度について	5名（福祉公社）
1月26日（火）	おいじたくの基礎講座	4名（福祉公社）
2月12日（金）	エンディングノート書き方講座	11名（福祉公社）
2月25日（木）	成年後見制度について	3名（福祉公社）
3月12日（金）	成年後見制度について	2名（福祉公社）
3月25日（木）	おいじたくの基礎講座	12名（予定、高齢者総合センター）

## (2) 相談事業 (令和2年4月～12月)

(単位：件)

月	電話相談				個別相談 (面接・訪問 等による)	法律 相談	計
	成年後見	権利擁護	その他	小計			
4	4	0	0	4	4	3	11
5	1	2	2	5	5	0	10
6	2	0	2	4	10	2	16
7	6	2	1	9	4	3	16
8	4	0	1	5	9	1	15
9	5	1	2	8	4	4	16
10	10	1	4	15	15	6	36
11	1	3	3	7	9	6	22
12	2	0	1	3	8	3	14
1	6	0	1	7	6	3	16
2	5	2	2	9	6	3	18
合計	46	11	19	76	80	34	190

## (3) 担い手の育成

・令和2年度7市合同市民後見人養成基礎講習：

DVDを使用し、各市で分散開催中（7市＝三鷹市、小金井市、小平市、東村山市、東久留米市、西東京市、武蔵野市）

本市参加者：2名

## 2 武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会の開催

・**第1回**：令和2年10月13日（火）10：00～

(1) 会長・副会長選出

(2) 成年後見制度利用促進基本計画・成年後見利用支援センターについて

(3) 利益相反事例等

・**第2回**：令和3年2月10日（水）15：00～

(1) 令和2年度武蔵野市成年後見利用支援センター・業務実施状況

(2) 令和3年度 武蔵野市成年後見制度利用促進事業・年間スケジュール(案)

(3) 利益相反事例

(4) 新型コロナウイルス感染症に伴う後見事務について

## 武蔵野市共同募金事業について（令和2年度）

### 1 令和2年度武蔵野市共同募金実施報告

令和元年度と同様に、戸別募金を行わず、市内各所に募金箱を設置し寄付を募るという募金方法を主な活動内容とすることを地区協力会にて決定した。ただし、新型コロナウイルス感染症対策のため、一部活動を制限した。

実施項目	実施内容
募金実施期間 (延長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤い羽根共同募金 10/1～11/30（昨年度は10/31まで）</li> <li>・歳末たすけあい募金 12/1～31</li> </ul>
チラシ等広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市関連施設（コミセン、市政センター、図書館等）</li> <li>・地区協力会参加団体内でのチラシ配布</li> <li>・可能な範囲でのポスティング</li> <li>・市報、ホームページ、SNS ほか</li> </ul>
募金箱設置 (増設)	<p>【募金箱設置期間・設置箇所】</p> <p>赤い羽根共同募金 10/1～11/30 61か所（昨年度22か所）</p> <p>歳末たすけあい募金 12/1～12/31 73か所（昨年度45か所）</p>
街頭募金 (中止、又は縮小)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤い羽根共同募金 中止</li> <li>・歳末たすけあい募金 12/1、5、8、10日の4日間・吉祥寺駅付近にて、事務局のみで、募金箱をブースに置く非接触方式で実施した。</li> </ul>
地区協力会内での募金活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区協力会参加団体内部でのイベントや会議等で寄付を募った。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区協力会における議論の活発化や、募金活動の裾野を広げるため、既存9団体に加え、社会福祉法人武蔵野、特定非営利活動法人ミュー、一般社団法人青年会議所を新たに委員とした。</li> <li>・非接触型の募金方法の推進と、ご寄付いただく方の利便性の向上を目的とし、赤い羽根共同募金に口座振り込みを導入するため、武蔵野市民社会福祉協議会を地区協力会の事務局に加え、法人名義の口座を開設</li> </ul>

#### 【募金実績】（令和3年3月1日現在）

赤い羽根共同募金 801,838円（昨年度募金額984,736円、昨年度比▲182,898円（▲19%））  
歳末たすけあい募金 3,583,773円（昨年度募金額2,475,696円、昨年度比+1,108,077円（+45%））

### 2 令和3年度事業方針

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せないため、基本的な方針としては令和2年度の実施内容を継続実施し、募金箱設置箇所の増設や、銀行口座への振り込みによる等募金活動の定着を図っていくこととする。





## 武蔵野市シニア支え合いポイント制度について

### 1. 令和2年度事業報告

#### (1) 令和2年度説明会参加者数及びサポーター登録者数

説明会	令和2年度	【参考】令和元年度
開催回数	7回	11回
参加者数	27名	93名
登録者数	26名	72名

※令和2年4月、5月の説明会について新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止

#### (2) 令和2年度分ポイントの交換

交換期間 令和3年3月2日～3月31日

交換方法 ①窓口にて申請（ボランティアセンター武蔵野、地域支援課）  
②郵送にて申請

交換内容 武蔵野市民社会福祉協議会への寄付、市内産野菜等引換券、人間ドック利用助成券、図書カード、QUOカード、こども商品券

交換実績 28名（令和3年3月16日現在）※今年度活動が無く、更新のみの26名を含めると54名となる。

#### (3) 協力施設・団体（令和3年3月1日現在）

##### 31 施設・団体

令和2年4月より加入・・・アビリティーズデイサービス萌気園

#### (4) 協力施設・団体に係るコロナ状況下における取り組み

新規登録者の受け入れ状況やコロナ状況下における活動内容の把握のため、協力施設・団体にアンケート調査を行った。現状では新規登録者の受け入れ可能施設が4団体、継続サポーターのみ受け入れ可能施設が9団体ほどで、非接触型の活動（庭の手入れ等）に限られている（令和3年1月15日現在）。

## 2. 令和3年度事業計画

### (1) 令和3年度事業方針

	現状	令和3年度事業計画
1	○活動をしていないサポーターが多い。 ○活動者が少ない施設・団体がある。 ○西部地区にポイント交換申請の受付場所がない。	サポーター交流会を開催し、協力施設・団体の紹介、サポーター同士の情報共有の場を設ける。開催時期はポイント交換期間の3月とし、その場でポイント交換申請を受け付ける。 また、ニュースレターの発行を年1回から2回へ増やし、年度途中で協力施設・団体の受け入れ状況を既存のサポーターへ周知する。
2	説明会がオンライン開催に対応していない。	4、5月に会場とオンラインのハイブリッド開催を試行し、オンライン視聴の状況等を見ながら以降の説明会のオンライン対応を検討する。
3	新型コロナウイルス感染症の影響で、サポーターができるボランティア活動が非常に少ない。	オンライン講座ができるように施設利用者に使い方を教えていただく活動や、動画配信サービス（パネルシアター等）のための素材作成や撮影補助など、新たな活動を開拓する。 また、各施設に他施設の活動内容について情報共有し、新型コロナの状況下においても継続できる活動がないか検討いただく。

### (2) 説明会スケジュール（上半期）

	日程	会場
1	4月28日（水）	武蔵野市民社会福祉協議会 1階 会議室
2	5月27日（木）	武蔵野市民社会福祉協議会 1階 会議室
3	6月30日（水）	スイング スカイルーム1
4	7月16日（金）	武蔵野市役所 812 会議室
5	9月28日（火）	スイング スカイルーム1

※4月、5月の説明会はオンラインと会場のハイブリッド開催とする。

※上記以外にも出前による説明会を要望に応じて実施する。

### (3) 広報

- ・チラシ      ・市報      ・むさしのFM
- ・介護保険 65歳年齢到達者被保険者証送付時チラシを同封      ・ホームページ      等

### (4) 協力依頼予定施設・団体

新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、高齢者施設や高齢者を対象とした事業に限らず協力依頼をするとともに、既存施設・団体の活動状況を定期的に把握しながら、継続可能な活動内容を情報共有する。

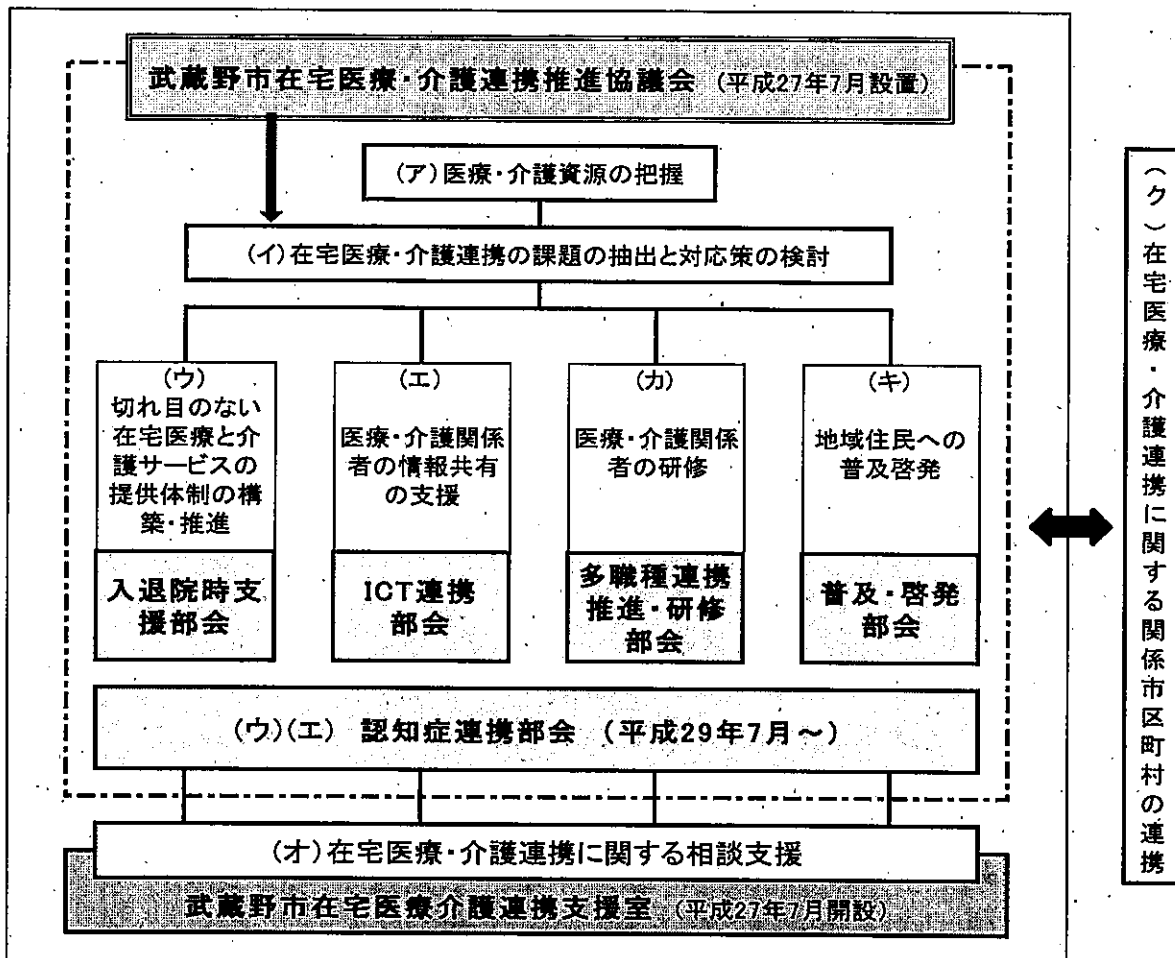
### (5) 令和3年度分のポイント付与・交換について

〈ポイント付与期間〉      令和3年3月～令和4年2月

〈交換申請期間〉      令和4年3月中

## 武蔵野市在宅医療・介護連携推進事業について

### 1. 在宅医療・介護連携推進協議会と5部会について



### 2. 令和2年度の実績について

- (ア) 武蔵野市在宅医療・介護マップ (WEB版) 導入。
- (イ) 協議会を2回開催。5部会で活動。
- (ウ) ・「入院時情報連携シート」の本格実施。活用状況をアンケート調査
  - ・身寄りがない人の入退院支援について事例検討。
  - ・コロナ禍における入退院時支援について意見交換
  - ・認知症職集中支援事業の事例研究を多職種で行い意見交換。
- (エ) ・MCS登録数 (3年2月末現在) 635件。
  - ・在宅医療介護連携支援室のホームページの活用について検討。
  - ・コロナ禍におけるICT(MCS)の活用状況について意見交換。
- (オ) 相談実績 (2年4月～3年1月末) 248件 (除PCR133件)。

裏面あり

(カ)・「ACP」について、オンライン研修 110 名参加。

講師：杏林大学 准教授 角田ますみ氏

(キ)・市民セミナー開催（オンライン）

2月19日（金）～25日（木）118名申込

～住み慣れた地域で、安心して医療と介護を受けるために～

医療と介護医の連携や看取りについて学ぶ

映画「ピア～まちをつなぐもの～」の配信上映。

・ケアリンピック武蔵野…新型コロナウイルスの影響により中止

(ク) 北多摩南部保健医療圏や東京都在宅療養担当者連絡会への参加、情報共有。

### 3. 令和3年度について

在宅医療・介護連携推進事業としてのテーマを設定し、テーマと関連した活動を部会で行う。

①Web マップの運営…（ア）（エ）

・掲載情報のメンテナンスを行う。

②入退院時支援の検討…（ウ）

・コロナ禍での入退院支援について対策の仕組みづくりを行う。

・既存の様々な連携ツールの活用状況の確認を行う。

・身寄りのない方の入退院時支援について検討する。

③医療・介護連携による認知症高齢者の支援推進…（ウ）、（エ）

・初期集中支援事例を題材とした事例研究の実施

・オンラインを活用し幅広く多職種の参加を検討する。

④在宅医療介護連携支援室のホームページの活用…（ア）（エ）（オ）

⑤多職種連携推進・研修…（カ）

・コロナ禍に合わせた内容とスタイルの研修を実施する。

・オンラインを活用し多職種が参加できる方法を検討する。

⑥普及・啓発…（キ）

・市民へのPRツール（在宅医療・介護連携のパンフレットや、ホームページの内容等）の見直しを行う。

・講演会の他、オンラインを活用した啓発活動も検討する。

### 4. 予算額

9, 043千円

## 福祉総合相談窓口の設置について

### 1 福祉総合相談窓口設置に至る背景

○令和2年6月5日、改正社会福祉法（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律）が成立し、今後、市町村は「地域共生社会」の実現に向けて、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備すること等が求められている。

○また、今年度「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」と「障害者計画・第6期障害福祉計画」の策定委員会においても、対象者の属性に関わらず相談できる包括的な相談支援体制について、数多くのご意見をいただいていたところである。

### 2 設置の目的

いわゆる「8050問題」など、多様かつ複合的な課題を抱える市民からの相談窓口を明確化し、個々の相談に対し分野横断的に関係機関と連携しながら、課題の解決に向けた包括的・継続的支援を行うため、ひきこもり相談を含めた福祉総合相談窓口を市役所内に設置する。福祉総合相談窓口には福祉相談コーディネーターを専任の相談員として配置する。

※本市が従来構築してきた、最初に相談を受けた課が、内容を聴き取り必要に応じて庁内連携により相談先につなぐ体制は維持する。

### 3 福祉総合相談窓口の概要

#### (1) 設置場所

健康福祉部生活福祉課生活相談係

- ・市民からのわかりやすさとして、市役所内であること。
- ・既存の生活困窮相談では、（経済的困窮が基本だが）対象者の属性を限定せずに多様な相談を受けている実績があること。
- ・現在ひきこもり支援の主管は障害者福祉課だが、ひきこもり＝障害ではなく、間口を広げて相談支援を行う必要があるため。

#### (2) 職員体制

職員体制は、現行の正職員3名・会計年度任用職員1名に職員1名増員予定。

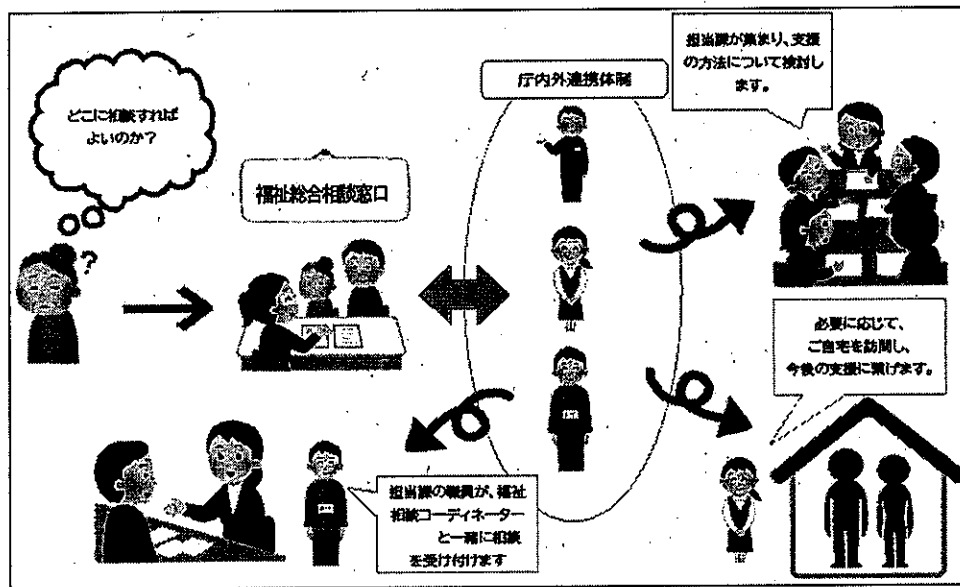
- ・このうち生活困窮者自立相談事業担当を除く3名以上を福祉相談コーディネーターとする。（予定）
- ・どこに相談すればよいのか、だれに相談すればよいのかわからなくなっているような市民の“最初のきっかけ”となる相談窓口として、福祉相談コーディネーターが相談をまずしっかり受け止め、よく聴き取り、内容や課題を整理する。

- ・福祉相談コーディネーターは、状況や課題に応じて必要な窓口への付き添ったり  
 主管する部署の職員に相談への同席を要請するなど、課題共有や引き継ぎのための  
 支援を行う。また、関係部署や機関に繋いだ後も必要に応じて連携しながら支援し、  
 主管する部署がないようなケースについては、関係部署や機関の支援調整を行い包  
 括的・継続的な支援に努める。

(3) 設置日

令和3年4月1日

福祉総合相談窓口のイメージ図



(武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 答申 のイメージ図を元に作成)

## 生活困窮者自立支援事業の実施状況について

### 1 生活困窮者総合相談窓口実績

平成27年度より生活困窮者総合相談窓口を設置。

令和3年2月までの相談件数は、前年度同期と比べ同程度で推移しており、生活困窮者総合相談窓口は、これまでの周知により一定の認知を得ていると思われる。今年度10月に周知チラシの全戸配布を行った。

平成27～令和2年度相談件数。令和2年度は4～2月の相談件数 (単位：件)

年度	27	28	29	30	R1	R3.2月末 (R1同期)
生活困窮	258	322	313	377	367	1279 (331)
生活保護	628	632	563	631	626	595 (566)
合計	886	954	876	1008	993	1874 (897)

注) 相談内容から生活困窮相談、生活保護相談の双方に計上したものあり。

### 2 法内事業の利用件数等実績 ※令和2年度については2月末現在

#### (1) 自立相談支援事業

複合的課題を抱える傾向にある生活困窮者に対し、課題等の解決に向けて本人の状況に応じた包括的な支援を実施。

平成27～令和2年度支援実績 (単位：件)

年度	27	28	29	30	R1	R3.2月末 (R1同期)
新規利用件数	66	114	110	114	167	1551 (145)

#### (2) 住居確保給付金支給事業

離職による住居の喪失を防止するため、家賃相当額（上限額あり）の給付金を支給。

平成27～令和2年度支援実績 (単位：件)

年度	27	28	29	30	R1	R3.2
新規支給決定件数	16	19	15	24	38	414

#### (3) 就労準備支援事業

直ちに就労が困難な生活困窮者に対し、一般就労の前段階としての社会的能力の習得や就職活動に向けた知識の習得等の支援を実施。

平成27～令和2年度支援実績 (単位：人)

年度	27	28	29	30	R1	R3.2月末 (R1同期)
実利用者数	2	13	17	9	7	6 (7)

#### (4) 学習支援事業

貧困の連鎖の防止を目的に、基礎学力の向上を目指した補習教室を実施。

年度	27	28	29	30	R1	R3.2月末
実利用者数	9	11	10	35	27	18

令和 2 年度支援実績 (サポート型) (単位:人)

年度	R1	R3.2月末
実利用者数	11	13

#### (5) 家計改善支援事業

生活困窮者が自身で家計の把握を行い、その改善に取り組む力を育てる支援。

年度	30	R1	R3.2月末
実利用者数	7	6	7

### 3 広報・周知、連携について

#### (1) 広報、周知

- ①市報掲載 4月15日号 5月1日号 5月15日号 7月1日号 1月15日号
- ②「啓発用カード」を関係各課・関係施設へ配布(7月、10月)
- ③事業周知チラシ全戸配布(10月)
- ④11月26日 多言語パンフレットを①多文化共生・交流課・②国際交流協会・③福祉公社へ配布(合計120部、ふりがな付日本・英語・韓国・中国各10部ずつ)

#### (2) 連携

- ①庁内連携 生活困窮者自立支援庁内連絡会議(7/11、2/21)
- ②庁外連携 見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会(7/23、2/12)

### 4 令和 2 年度拡充事業の状況

・学習支援事業(サポート型) (集団が苦手であるなど従来の少人数型では対応が難しい方を対象)を令和元年度6月からの新規実施。実績は2-(4)参照

・令和2年度については、1教室あたりのスタッフ数の増(4→5名)と実施場所を2ヶ所とするレベルアップを行う。対象、教科、回数については、令和元年度と同様。

会場: 武蔵野市民文化会館会議室

男女平等推進センターヒューマンあい会議室(市民会館) ※新規

定員: 10名×2教室

委託先: 令和2年～4年度までの3年間の受託事業者のプロポーザルを実施。

その他: 利用にあたっては、一般公募は行わず、生活保護世帯にケースワーカーを通じ利用意向を確認し実施。



## 武蔵野市シルバー人材センターの事務所移転について

このことについて、令和3年7月（予定）に武蔵野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の事務所を移転しますので以下のとおり報告します。

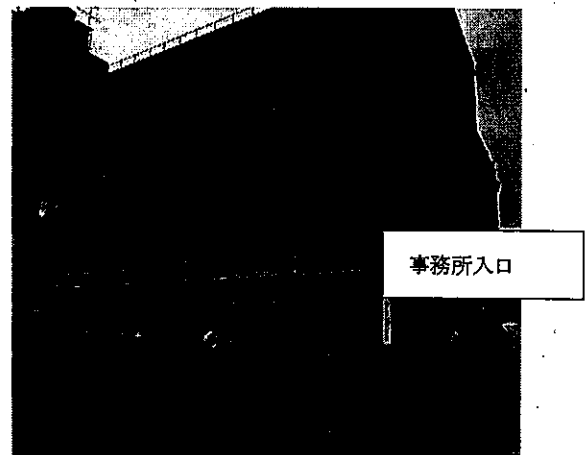
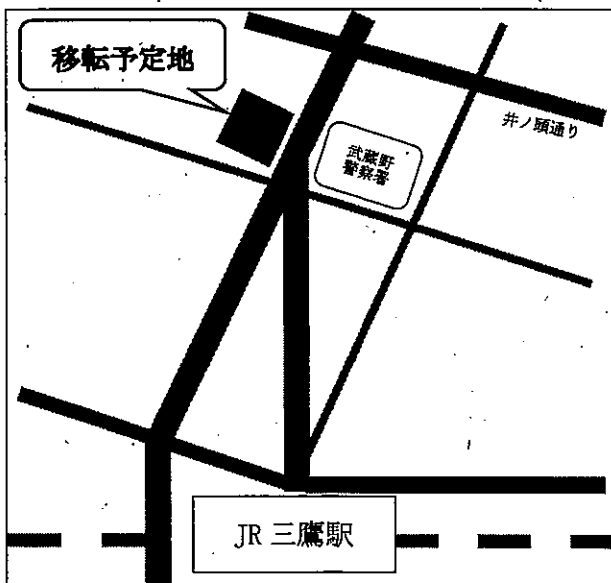
### 1 経緯

- 令和元年12月に行われた武蔵野市財政援助出資団体経営懇談会において、センターより、事務所にエレベーターが設置されていないため、バリアフリー化された建物への移転について検討して欲しいと市に要望をいただいた。
- 市が所有する建物で、センターの事務所として活用できる物件はないものの、交通の利便性がより高い場所に所在する多摩信用金庫武蔵野支店4階を事務所移転先の候補地として、令和2年10月15日にセンターの正副会長に提示し、検討を依頼した。
- 令和2年10月22日に開催されたセンター理事会において、以下の内容が決議された。
  - ・多摩信用金庫武蔵野支店4階をセンターの移転候補地とし、令和3年度を視野に早期の移転を目指す。
  - ・事務所移転の課題を整理するため、「武蔵野市シルバー人材センター移転準備委員会」を設置する。また、上記の移転候補地にリサイクル作業所を移転できないため、同委員会において、リサイクル部門の今後のあり方についても検討する。
- 上記移転準備委員会及びリサイクル班の会員との意見交換を経て、令和3年1月21日に開催されたセンター理事会において、事務所の移転と令和3年8月末までにリサイクル部門を廃止することが決議された。

### 2 令和3年度予算額(事務所機能移転支援)

18,549千円

### 3 案内図



武蔵野警察署向いのビルになります。







## 子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備について 【健康課・子ども政策課・子ども家庭支援センター】

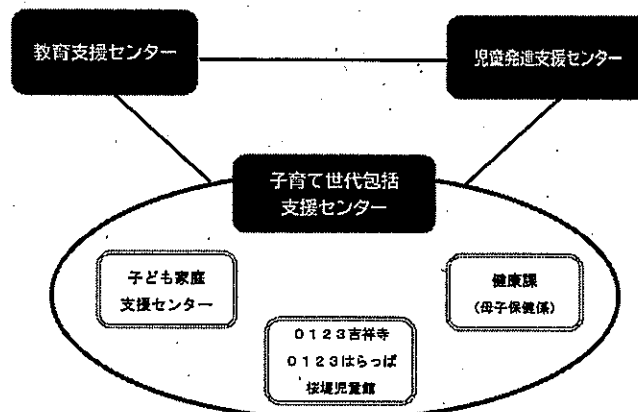
第六期長期計画及び第五次子どもプラン武蔵野に基づき、市の子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制について、以下のとおり整備する。

### 1 概要

母子保健法の改正により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」が新たに規定され、市町村は同センターを設置するように努めることとされた。

市では、子ども家庭支援センターの機能を強化し、健康課（母子保健係）、0123吉祥寺、0123はらっぱ、桜堤児童館の連携による支援体制を整備し、子育て世代包括支援センターと位置付ける。あわせて、子育て世代包括支援センターと児童発達支援センター、教育支援センターの3センターが中心となり、全ての子どもと子育て家庭が地域で孤立することなく、適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携した包括的な支援を行う。

#### 連携の中心となる3センターのイメージ



※子育て世代包括支援センターとして位置付ける5つの機関は、それぞれ別の施設に置かれているが、制度・機関により支援が途切れることのないよう、連携によってセンターとしての機能を果たす。

### 2 子育て世代包括支援センターにおける相談支援体制

子育て世代包括支援センターとして位置付けられた5つの機関（相談窓口・子育てひろば）において、子ども・子育てに関するどのような相談も同じように受け止め、必要に応じて適切な支援につなぐことを基本とする。

#### 新体制により強化される部分

##### (1) 支援情報の共有による円滑な支援連携の強化

母子保健相談業務システムを新たに構築し、健康課における支援情報を必要に応じて子ども家庭支援センターでも共有することにより、妊娠期から18歳まで支援情報の円滑な引継ぎを実施する。

##### (2) 地域の相談支援機能の強化

0123吉祥寺（吉祥寺地区）、0123はらっぱ（中央地区）に加え、桜堤児童館（武蔵境地区）にも新たに、地域のひろばから適切な子育て支援につなぐ専門員（子育て支援サポーター）を配置し、市内3駅圏の相談支援体制を整備・強化する。



## 武蔵野市自殺総合対策計画（2019～2024年）の進捗状況について

### 1. 武蔵野市の自殺者の現況

令和2年：月別自殺者数（暫定値）

	自殺者数（人）												合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
全国	1,544	1,306	1,613	1,356	1,431	1,445	1,710	1,783	1,778	2,072	1,756	1,606	19,400
東京都	158	147	172	122	165	180	200	210	192	255	199	179	2,179
武蔵野市	4	1	3	0	4	6	0	0	0	8	4	1	31

※出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省自殺対策推進室）

※令和2年8月の自殺者統計（警察庁）における自殺者数の増加を受け、令和2年9月、厚生労働省より「自殺対策への重点的な取組について（緊急要請）」が発出され、各自治体に対して自殺対策への積極的な取組が要請された。また、令和3年1月22日、厚生労働省は同統計に基づく令和2年の全国の自殺者数（速報値）が20,919人に上り、11年ぶりに増加に転じたと公表した（令和元年：20,169人、平成29年：21,321人、平成27年：24,025人）。

### 2. 計画の進捗状況

こころの健康づくり庁内連携会議において計画の実施状況の点検、見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会において進捗状況の報告、健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議において進捗状況の評価等、計画の進捗管理を行うこととなっている。

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、こころの健康づくり庁内連携会議を延期し、各課に対して、計画に係る各課事業の取組状況及び新型コロナウイルス感染症の影響による変更点等の調査を実施、見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会（書面開催）にて報告を行った。今後、市ホームページにおいて「生きることの支援」に関する情報として集約化を図り、各課事業に係る相談窓口を周知する。

<施策ごとの主な事業の進捗状況（抜粋）>

#### ●自殺対策を支える人材の育成

2月に職員向けの「こころといのちの基礎研修」を開催し、64名の参加があった。また、「コロナ禍でのメンタルヘルスケア」と題し、ケーブルテレビでの動画放映や市動画チャンネル（YouTube）への掲載を行い、2月15日号市報で周知した。

#### ●相談支援事業の充実

市民こころの健康支援事業（市民こころの健康相談室）の状況

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、メンタルヘルスの悩みを抱える市民の増加が予想されたため、令和2年5月26日より毎週火曜日を追加実施しており、件数は増加。令和元年度は162件、令和2年度は4月から1月まで227件（うちコロナ関連の件数は35件）

※他、母子、教育、高齢関連の相談事業等においてもコロナ対策を実施したうえで相談体制を整えている。通常の相談に加え、コロナ関連の相談も入ってきている。

#### ●生きやすさを育み寄り添う支援

市民課の協力を得て死亡届を提出された方にグリーフケアの支援に関する情報提供を開始した。

#### ●市民への周知・啓発

市ホームページ上の自殺対策関連の情報の整理・拡充を図っている。





## 令和3年度事業予定（健康課）

### 1 新型コロナウイルスワクチン接種事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、市民の生命および健康を守るため、予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項に規定に基づき、新型コロナウイルスワクチンにかかる特例的な臨時接種を行う。新型コロナウイルスワクチンの接種が円滑に行われるよう、武蔵野市医師会、医療機関等と協議し、医療機関における接種や、医療機関以外の会場等を活用した集団接種体制を確保する。

主な内容は、市民への接種券送付、情報提供、人員体制の確保、相談体制の確保としてコールセンターの設置、インターネット予約システムの導入、高齢者施設入所者等への接種体制構築、健康被害救済の申請受付と給付、新型コロナウイルスワクチン等の割り当て等である。

### 2 子育て世代包括支援センターの開設について

妊娠期から子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する体制を確立するため、子ども家庭支援センターの機能を強化し、健康課の母子保健事業、0123施設、桜堤児童館とともに、新たに子育て世代包括支援センターと位置付ける。

子育て世代包括支援センター、児童館発達支援センター、教育支援センターの3センターが中心となり、すべての子どもと子育て家庭が地域で孤立することなく適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育などの関係機関の連携を図り、包括的な支援を推進する。また、機能連携による支援体制の状況など踏まえ、子どもと子育て家庭への支援の仕組みのあり方や新たな複合施設の必要性について検討する委員会を設置する。

### 3 生きることの支援拡充について（自殺対策）

平成28年の自殺対策基本法の改正に伴い、平成31年3月に「武蔵野市自殺総合対策計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことを基本理念に、生きることの支援を推進している。令和3年度は、計画の中間期を迎えるため、これまでの達成度の評価や検証を行うとともに、未達成の自殺対策関連事業の洗い出し及び実施に向けた調整を行い、生きることの支援拡充を図っていく。

新型コロナウイルス感染症の流行拡大による外出自粛等の長期化に伴い、メンタルヘルスの問題を抱える市民が増加していくことが予想されるため、精神保健福祉士等による電話相談「市民こころの健康支援事業」を拡充し、問題解決や不安の軽減を図る。また、市ホームページにおいて「生きることの支援」に関する情報を集約し、相談窓口を周知していく。



## 保険年金課の令和2年度事業報告、令和3年度事業予定について

### 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応

国民健康保険について、新型コロナウイルス感染症に感染した者等に対して、傷病手当金の給付を行っている。また、当該感染症の影響により一定程度収入が減少した方に対しては国民健康保険税の減免を行っている。

なお、令和3年3月に傷病手当金の支給対象期間が6月30日まで延長された。(令和3年3月22日現在)引き続き、給付を実施するものである。

### 2 武蔵野市国民健康保険財政健全化計画の進捗管理

国民健康保険の給付等に要する費用は、公費負担と保険税の他、一般会計からの繰入により賄っているが、給付と負担の適正化の観点から、決算の補填等を目的とする法定外一般会計繰入金(約10億円)の段階的解消・削減が求められている。よって、国民健康保険の財政健全化を計画的に実行するため、令和元年10月に令和2年度から9年度までを計画年度とする、国民健康保険財政健全化計画を策定した。この計画に基づき着実に財政健全化を実施することが求められている。

しかしながら、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済的・社会的影響が国保財政にも見込まれる。令和3年度当初課税により当該年度の新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を反映した所得状況が明らかとなるため、国保運営協議会の意見を踏まえ、本計画の取り扱いについても検討を行うものである。

### 3 「データヘルス計画」に基づく保健事業の拡充

平成29年度に策定した「武蔵野市国民健康保険データヘルス計画・第3期武蔵野市特定健康診査等実施計画」(以下、「データヘルス計画」という。)に基づき、保険者として保有する健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施する。なお、令和2年度において、データヘルス計画の中間評価を行っているところである。

また、令和2年度は、昨年度に引き続き国民健康保険被保険者の健康増進や生活習慣病の発症予防及び重症化予防等を推進するため、被保険者のうち糖尿病が重症化するリスクの高い方に対し、医療機関と連携し、未受診者・治療中断者を早期の治療に結び付ける受診勧奨等を行っている。加えて、各保健事業におけるPDCAサイクル確立に向けた検討・調整を行っているものである。(糖尿病、健診異常値放置者、重複頻回受診等)

令和3年度も、保健事業について、データヘルス計画に基づき保健事業を実施する。なお、当該年度において、特定健康診査未受診者に対する受診勧奨事業について、受診率向上に向けて、外部化を行うものである。

